高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務プロポーザル実施要領

１　業務の目的

本業務は、高松市（以下「本市」という。）が令和３年３月に策定した「高松市学校給食調理場整備計画」に基づき、牟礼学校給食共同調理場及び庵治学校給食共同調理場の統合整備に併せ、近隣エリア（屋島・古高松）を含めたエリア（以下「東部エリア」という。）の学校給食調理場の施設整備に関する基本計画を策定するとともに、民間の資金や建設・運営ノウハウを活用する官民連携手法の様々な事業方式を比較検討し、最適な事業方式の導入可能性調査を行う。

２　業務の概要

（１）　業務名　　高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務

（２）　業務の内容　別紙１　仕様書のとおり

（３）　履行期間　　契約締結の日から令和９年１２月２８日まで

（４）　提案上限額　25,993,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　当該プロポーザル方式の公表の日時点において、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

（３）　公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措

置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

（４） 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第３条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。

（５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７） プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（８） 日本国内において、過去１０年間（平成２８年１１月１日から令和８年１０月３１日までの間）に学校給食施設整備に係る計画策定及び民間活力（ＰＰＰ／ＰＦＩ）導入可能性調査に係る業務を元請けとして完了した実績があること（ＰＦＩアドバイザリー業務等の受注実績も対象とする。）。

（９） 学校給食施設整備に係る建築技術に関する知識、ＰＦＩ事業に係る法務・財務に関する知識を有していること（他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。）。

（10） 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること

（11） 本業務の担当者（発注者と主に連絡を取り、業務内容を把握する者）は、他の担当業務との関係において、本業務を優先できる状況にある者であること。

４　スケジュール

内　容	年　月　日
プロポーザルの公表	令和８年１１月２日（月）
プロポーザル関係書類の配布期間	令和８年１１月２日（月）から （高松市ホームページにて公表）
参加表明書の提出期限	令和８年１１月１８日（水）午後５時まで
参加資格の審査結果の通知	令和８年１１月２５日（水）まで
プロポーザルに対する質問の受付期間	令和８年１１月２６日（木）から 令和８年１２月２日（水）午後５時まで
プロポーザルに対する質問の回答期限	令和８年１２月４日（金）午後５時まで
提案書等の提出期限	令和８年１２月１４日（月）午後５時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和９年１月６日（水）
審査結果の通知	令和９年１月中旬（予定）
契約の締結	令和９年１月末頃（予定）

５　配布資料及びその配布方法

（１）　配布資料

ア　高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務プロポーザル実施要領

イ　仕様書

ウ　提出書類様式

（ア）参加表明書　【様式１】

（イ）会社概要書　【様式２】

（ウ）業務実施体制及び実績調書　【様式３】

※主たる配置技術者３名（管理技術者１名、担当技術者２名）の経歴を記載すること。

（エ）辞退届　【様式４】

（オ）質問及び回答書　【様式５】

（カ）提案書　【様式６】

（キ）参考見積書　【様式７】

（ク）提案書の公開に係る意向申出書　【様式８】

（２）　配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

掲載ＵＲＬ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r8/kohyo/index.html

６　参加表明書の提出

（１）　提出書類

ア　参加表明書【様式１】

イ　会社概要書【様式２】

ウ　業務実施体制及び実績調書【様式３】

エ　財務諸表等

直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書

※決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難な場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。

オ　プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの

カ　その他参加資格の審査に必要な書類を追加すること。

（２）　提出部数

「（１）提出書類」のアからカまでについてそれぞれ７部

（３）　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達の記録の残る方法に限る。）

（４）　提出期限

令和８年１１月１８日（水）午後５時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前８時３０分から午後５時まで）とします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限ります。

（５） 提出先

〒７６０－００６４

香川県高松市朝日新町２６－２５

高松市朝日新町学校給食センター

高松市保健体育課学校給食運営係（担当：須浪）

（６） 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和８年１１月２５日（水）までに発送します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

（７） 参加表明書提出後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

７ 質問及び回答

（１） 質問の受付期間及びその方法

本要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、令和８年１２月２日（水）午後５時までに、「質問及び回答書【様式５】」に質問事項等を記載の上、電子メールにより提出してください。

（２） 提出先

高松市教育局保健体育課（担当：須浪）

メールアドレス：hotai@city.takamatsu.lg.jp

電話番号：０８７－８１１－６３００

※ 電子メール送信後、確認のため電話連絡してください。

（３） 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに掲載します。

プロポーザルに参加をする者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

８　提案書等の提出

（１）　提出方法

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のあるもの（以下「提案者」という。）は、次のアからウまでに掲げる書類を、提出期限までに「（３）提出先」に持参し、又は郵送（配達の記録の残る方法に限る。）してください。

ア　提案書（【様式６】を表紙とすること）

（ア）書式等

ａ　用紙サイズ：Ａ４判

ｂ　文字サイズ：１０．５ポイント以上

ｃ　印刷：両面

（イ）部数

正本１部、副本６部

（ウ）提案内容

仕様書及び選定基準を踏まえ、次の項目についての提案をそれぞれ作成すること。

・課題把握（業務の目的や本市の現状・課題を理解の上、関連する本市施策等との整合性を踏まえること）

・実施手順（実施計画、工程表等）

・実施体制

・整備基本計画の策定方法

・民間事業者への事業参画意向調査方法

・最適事業手法の選定方法

イ　参考見積書

参考見積書は、配布資料の「参考見積書【様式７】」により作成してください。また、その内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

ウ　提案書の公開に係る意向申出書【様式８】

提案書の内容を本市が情報公開することについての意向を申し出てください。なお、詳細は、１３提出書類の取扱い（４）を参照してください。

（２）　提出期限

令和８年１２月１４日（月）午後５時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前８時３０分から午後５時まで）とします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限ります。

（３）　提出先

〒７６０－００６４

香川県高松市朝日新町２６－２５

高松市朝日新町学校給食センター

高松市保健体育課学校給食運営係（担当：須浪）

９　審査の方法

（１）　審査委員会の設置

受託候補者の選定基準の決定及び受託候補者の選定を行うため、高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会を設置します。

（２）　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書に記載の内容について、次のとおり、プレゼンテーショ

ン及びヒアリングを実施します。

ア　実施時期

令和９年１月６日（水）

※詳細な時間及びその会場については、別途、提案者に通知します。

イ　所要時間

１事業者当たり４０分以内（提案内容の説明３０分、質疑応答１０ 分）

ウ　説明者

会場に入場できる者は、説明者を含め３名までとします。

（３）　選定基準

別紙２「選定基準」で示す評価の基準に基づき審査及び評価を行います。

１０　受託候補者の選定

（１）　別紙２「選定基準」に示す審査の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の６割以上であって、最も総合点の高い提案者を審査委員会として受託候補者に選定します。

（２）　審査結果については、全ての提案者に対して、次の事項を通知するものとします。

ア　業務名

イ　受託候補者の商号又は名称

ウ　当該提案者の総合点

エ　提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

オ　審査委員会における審査日

カ　受託候補者とならなかった者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式は任意）により市長に対し説明

を求めることができます。

（ア）提出期間　審査結果の通知があった日から７日以内

（イ）提出先

（ウ）提出方法

（３）　審査結果の公表

提案者への審査結果の通知後、高松市ホームページに、次の事項を公表するものとします。

ア　業務名

イ　受託候補者の商号又は名称

ウ　提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

エ　審査委員会における審査日

（４）　受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった場合、又は受託候補者と決定した提案者に１４（３）に掲げる失格事項が生じた場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。

（５）　提案者が１事業者のみの場合であっても、当該提案者の総合点が評価点全体の６割以上である場合には、当該提案者を受託候補者として選定します。

１１　契約の締結

（１）　契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成するものとします。その後、仕様書（修正した仕様書を含む。）に基づき見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

（２）　契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号）第２４条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。

（３） 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

１２　提出書類の取扱い

（１） 提出された全ての書類は、返却しません。

（２） 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。

（３） 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）する許諾を、作成者は本市に与えるものとします。

（４） 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成１２年高松市条例第３９号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１８条第３項第３号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。

この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

１３　その他

（１） 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２） 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、プロポーザルへの参加に伴

い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

（３） 失格事項

次のアからエまでに掲げる場合（以下「失格事項」という。）のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

プロポーザルへの参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、プロポーザルの参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっても、本市はこれら損害について一切の負担をしません。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ　参考見積書の金額が、提案上限額を超過していた場合

１４　周知事項等

（１） 高松市指名停止等措置要綱別表第２６号の運用基準

平成２４年６月１日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第２６号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

１　要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
（１）　予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
（２）　入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
（３）　監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
（４）　市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
（５）　執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
（６）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
（７）　市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

（２）　不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ

（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/）≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ）

（３）　周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※　市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（４）　適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ　雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ　労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ　賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ　労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ　アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。